

**厚生年金基金中途脱退者移換申出 事務処理要領
(令和6年10月)**

1. 連合会への移換申出事務

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成26年4月1日に施行されました。改正法施行後（平成26年4月1日以後）の中途脱退者に係る移換申出については、中途脱退者の要件に該当する方が連合会の通算企業年金を希望された場合、脱退一時金相当額の移換手続きを行なうこととなります。

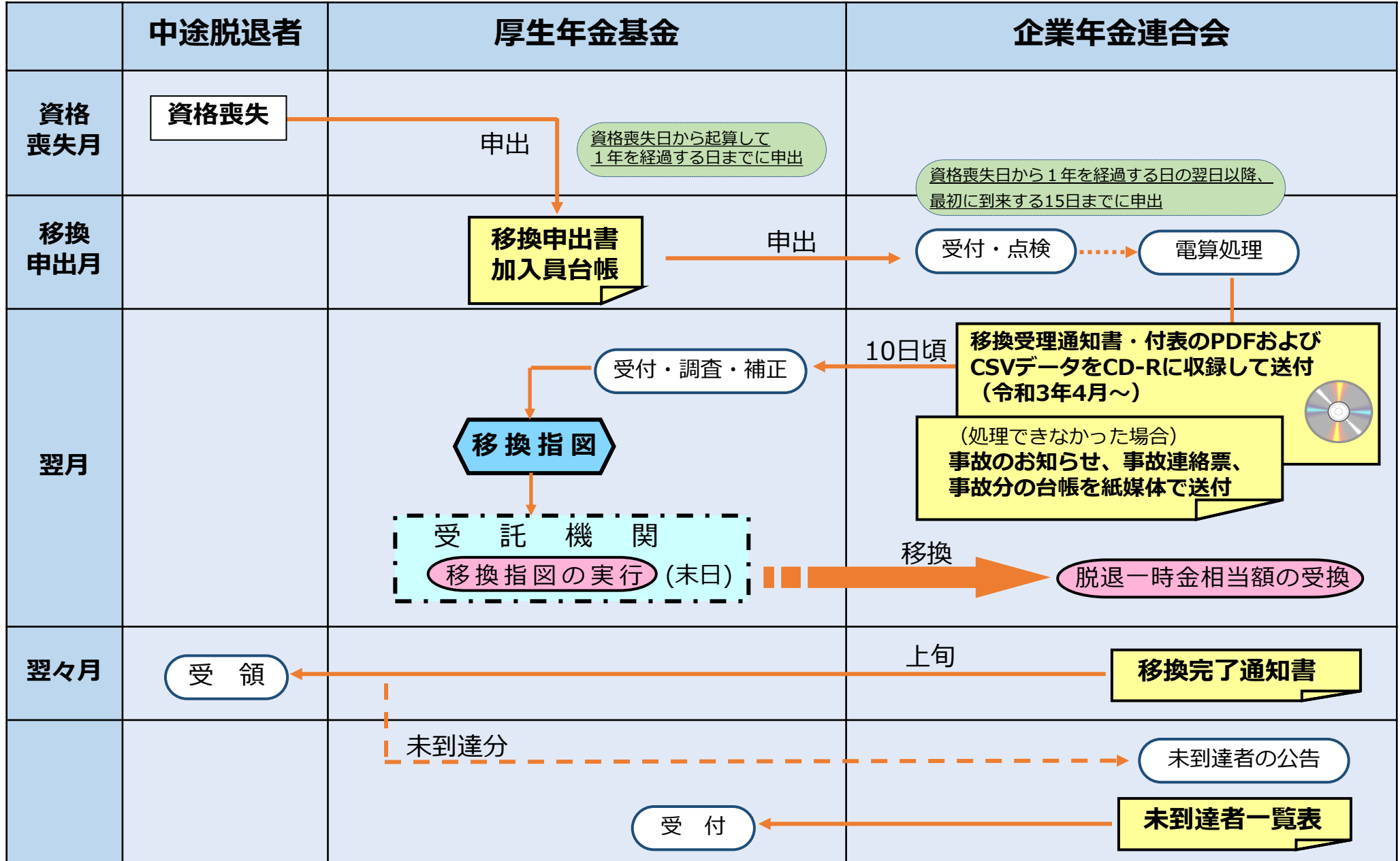
【中途脱退者の要件】

- ① 加入員の資格を喪失した方
- ② 加入員期間が20年未満の方
- ③ 当該厚生年金基金が支給する老齢年金給付の受給権を有しない方

脱退一時金相当額を連合会に移換する場合の流れ

移換申出の締切日は毎月15日です

- ・できるだけ5日までに申出してください
- ・15日を過ぎると翌月処理分として取り扱います
- ・15日が土日祝日の場合は翌営業日となります



基金から連合会へ提出する書類

◆ 中途脱退者脱退一時金相当額移換申出書（様式第1号）

原則として、移換申出は中途脱退者が基金の加入員の資格を喪失した日から起算して、1年を経過する日の翌日以降、最初に到来する15日（15日が土日祝日の場合は翌営業日）までに行います

様式第1号（準則様式第47号）

【紙媒体用】…加入員台帳とセットで申出

厚生年金基金中途脱退者脱退一時金相当額移換申出書

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第42条第1項の規定により、下記の者に係る脱退一時金相当額の移換を別紙加入員台帳を添えて申し出ます。

令和〇〇年 〇 月 〇〇 日

厚生年金基金の名称及び所在地

〇〇〇〇〇 〇-〇〇

〇×△

厚生年金基金

理事長氏名

〇〇 〇〇

押印不要です

企業年金連合会理事長殿

複数枚提出する場合は、1枚目に総件数を記入(2枚目以降は空欄)

基金番号	0	1	2	X	件数				2						
喪失月	加 入 員 番 号														
3	0	1	2	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	CD
0	1	0	7	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2		CD

資格喪失月ごとに分けて記入

基金から連合会へ提出する書類

◆ 中途脱退者脱退一時金相当額移換申出書（記録媒体用）（様式第1号）



【記録媒体用】…記録媒体とセットで申出

様式第1号（準則様式第47号）

厚生年金基金中途脱退者脱退一時金相当額移換申出書（記録媒体用）

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）
附則第42条第1項の規定により、下記の件数の脱退一時金相当額の移換をCD-Rを添えて申し出ます。

脱退一時金相当額移換申出（ 2 ）件

移換申出総件数を記入

令和 ○○ 年 ○ 月 ○○ 日

基金番号 < 012X >

厚生年金基金の名称及び所在地

○○○○○ ○-○○

○×△

厚生年金基金

理事長氏名

押印不要です

企業年金連合会理事長 殿

○○ ○○

厚生年金基金加入員台帳の作成方法

脱退一時金相当額のみ移換申出の場合

◆ 加入員台帳（様式第35号）

様式第35号

厚生年金基金加入員台帳

カナ氏名を必ず記入してください

① 厚生年金基金番号	基 012X	② 厚生年金基金加入員番号	0000011111	CD	③ 加入員氏名	レンゴウカイ タロウ 連合会 太郎	④ 性別	1	⑤ 生年月日	5.48.5.5	
⑥ 基礎年金番号			2222-12345X		⑦ 加入員資格取得年月日	7.9.6.1	⑧ 加入員資格喪失年月日		9.1.10.1		
入社年月日		みなし加入員資格取得年月日			加算適用開始年月日		みなし加算適用開始年月日				
備考 〒105-8772 港区 芝公園 △-△-△											
事業所	年月日	種別等の区分	異動原因	標準報酬月額 (標準賞与額) 千円	報酬標準給与月額 [賞与標準給与額] 千円	加算給与月額 千円	摘要	事業所	標準報酬月額	報酬標準給与月額	加算給与月額
	9 6 1		5 1	380	380						
	21 4 1		5 3	410	410						
	22 12 1		5 S	400	400						
	23 4 1		5 3	440	440						
	25 3 31		5 4								
	30 6 1		5 1	440	440						
9.	1 10 1		5 4								
<p>「備考」欄には必ず住所を記載します (記載がない場合は事故となり受理することができません)</p> <p>異動原因が1,3,S,4以外の 育児休業等の記録は不要です (記載がある場合は二重線で抹消)</p> <p>「老齢年金給付額」は、0又はスペースとします (記載がある場合は、二重線で抹消)</p> <p>資格記録に令和の期間がある場合は、 事業所欄に元号（令和：Rまたは9） を記入してください</p> <p>次の3点は必ずセットで記入します</p> <ul style="list-style-type: none"> 「脱退一時金相当額交付の申出の有無」→「有」 「脱退一時金相当額」 「算定基礎期間」（年数ではなく月数で記入） 											
⑩ 標準報酬月額		H17.3以前		計		H17.4以後		計		H17.4以後	
計		計		計		計		計		計	
⑮ 基準加算給与月額		円		⑯ 老齢年金給付額		円		⑰ 現価相当額		円	
⑳ 選択一時金支給の有無		有・無		支払年月		㉑ 老齢年金給付額計算基礎算式		政府負担金控除後の額		㉒ 備考	
㉓ 脱退一時金相当額交付の申出の有無		有		㉔ 脱退一時金相当額		1,500,000		㉕ 算定基礎期間		150	
										処 理 年 月	

中途脱退者脱退一時金相当額移換申出書【記録媒体用】の作成方法

◆ 記録媒体の作成方法



記録媒体を提出する前に、ファイル名や
ファイルレイアウトを再確認願います

【移換申出データ：CHUDATU】

1. 移換申出の方法

「移換申出書（記録媒体用）」および中途脱退者記録を収録したCD-Rを連合会へ提出してください。

2. CD-Rの仕様

(1) CD-Rのサイズ等

サイズ	120×120×1.2mm (12cmCD)	
容量	650MB	700MB

CD-Rの記録面でない面に、次の項目を明記してください。

- ① 基金番号
- ② 「中脱申出」の表記
- ③ 中脱申出年月

※ ラベルシール等の貼付は禁止とさせていただきます。

(2) ファイル名

ファイル名称は「CHUDATU」としてください。

(3) 文字コード

全角文字は、すべてSHIFT-JISコードで入力してください。（漢字の水準については、第2水準までとしてください。）

半角文字は、すべてJISコードで入力してください。

※資格記録等に令和の期間がある場合は、
資格記録を平成換算暦(※)で作成してください

(※) 平成換算暦の例

令和2年1月1日 ⇒ 平成32年1月1日
(‘320101’で作成)

移換受理通知書の送付

◆ 中途脱退者脱退一時金相当額移換受理通知書及び付表（様式第2号・第2号付表）

様式第2号（準則様式第48号）

厚生年金基金中途脱退者脱退一時金相当額移換受理通知書

厚生年金基金理事長 殿

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)附則第42条第1項の規定により、脱退一時金相当額の移換の申出のあった中途脱退者に係る当該申出を受理しましたので通知します。よって、下記の脱退一時金相当額を本月末までに当連合会に移換してください。

記

平成26年4月申出分

基金番号	012X		
項目	件数	移換時年金額(円)	脱退一時金相当額(円)
男子	1	300,000	3,000,000 (うち、事務費) (36,100)
女子	1	30,000	300,000 (うち、事務費) (12,815)
合計	2	330,000	3,300,000 (うち、事務費) (48,445)

平成26年 5月 1日

企業年金連合会
理事長

- 基金からの移換申出に基づき、連合会で電算処理等のプロセスを経て、翌月10日頃に「移換受理通知書」及び「付表」(様式第2号・第2号付表)のPDFおよびCSVデータをCD-Rに収録して基金へ送付します(令和3年4月～)
- 「移換受理通知書」及び「付表」を受けた基金は、記載内容を確認のうえ、その「移換受理通知書」及び「付表」を受けた日の属する月の末日までに脱退一時金相当額を連合会へ移換するよう、受託機関へ指図します



移換申出年月

連合会に移換する金額

様式第2号付表（準則様式第48号付表）

厚生年金基金中途脱退者脱退一時金相当額移換受理通知書

1ページ

平成26年 4月申出分

基金番号	012X								
加入員番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	取得年月日	喪失年月日	算定基礎期間	移換時年金額(現価率)	脱退一時金相当額(うち、事務費)
0000011111	2222-12345X	レノゴカイ 太郎 連合会 太郎	男	昭和48.05.05	平成09.06.01	平成22.01.01	150	160,925 (7.123×)	1,500,000 (36,100)
0000022222	5555-12345X	レノゴカイ 花子 連合会 花子	女	昭和52.03.03	平成18.01.01	平成22.01.01	50	47,952 (7.12×)	500,000 (18,264)
								()	()
								()	()
								()	()

CD-Rについて

CD-Rには、帳票をPDF化したデータとCSVデータが収録されています。

また、CD-R1枚に各種データが収録されています。

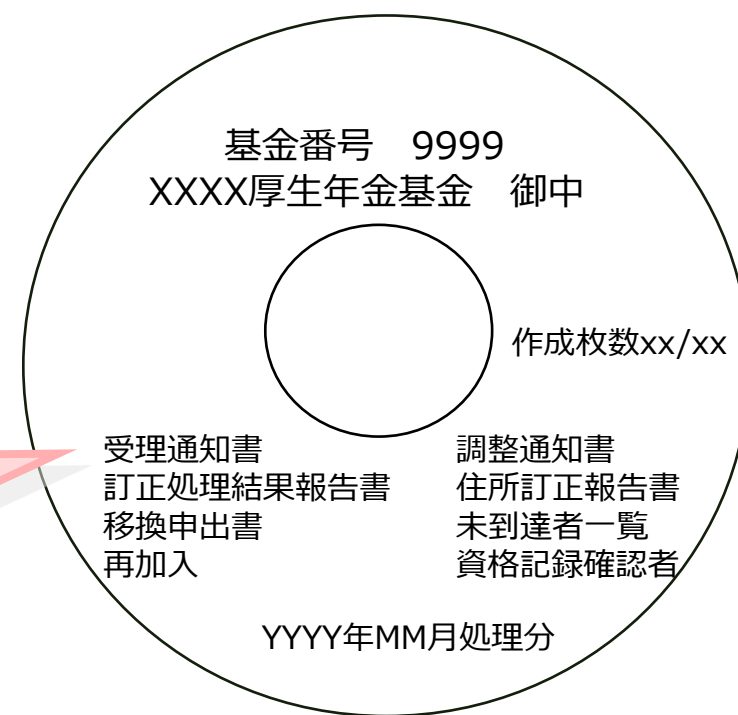
【回答する電子媒体の仕様】

項目	仕様
電子媒体	C D - R (12cm)
容量	700M B
フォーマット	C D F S
ファイルの種類	P D F データ C S V データ (カンマ区切り)
文字コード (C S Vデータ)	J I S、漢字はS - J I S

【CD-Rのラベル項目】

項目	仕様
基金番号	4桁の基金番号
名称	厚生年金基金名称
枚数/総数	C D - R の作成枚数/総数 (xx/xx)
名称	各種データ名称 (P 10参照)
処理年月	西暦 (YYYY年MM月処理分)

CD-Rに収録されているデータに応じて
データ名が印字されます



CD-Rラベルのデータ名称	収録されたデータ名称・ファイルの種類
受理通知書	厚生年金基金中途脱退者脱退一時金相当額移換受理通知書 (PDF・CSV) 厚生年金基金中途脱退者脱退一時金相当額移換受理通知書【付表】 (PDF・CSV)
調整通知書	現価相当額調整通知書 (PDF・CSV) 現価相当額調整通知書【次頁】 (PDF・CSV)
訂正処理結果報告書	記録事項訂正処理結果報告書 (PDF・CSV)
住所訂正報告書	住所訂正処理結果報告書 (PDF・CSV)
移換申出書	中途脱退者等年金給付等積立金、積立金移換申出書 (基金分) (PDF・CSV) 中途脱退者等年金給付等積立金、積立金移換申出書 (基金分)【付表】 (PDF・CSV)
未到達者一覧	通算企業年金・移換完了通知書未到達者一覧表 (PDF・CSV)
再加入	厚生年金基金再加入者老齢年金給付現価相当額交付書 (PDF・CSV) 厚生年金基金再加入者老齢年金給付現価相当額交付書【次頁】 (PDF・CSV)
資格記録確認者	資格記録確認者一覧・基金回答リストの送付について (PDF) 資格記録確認者一覧・基金回答リスト (PDF) 資格記録 (婚姻期間) 確認票 (PDF)

・CSVデータのレイアウトにつきましては、連合会HPの以下のURLを参照してください。

https://www.pfa.or.jp/user_unei/ijukan/files/kousei_shiyo.pdf

注意：引き続き帳票で送付される様式

事故のお知らせ、事故連絡票、加入員台帳

中途脱退者への通知

◆ 移換完了通知書（通算企業年金の支給について）

(表面)

移換完了通知書（通算企業年金の支給について）

あなた様が加入していた企業年金から、脱退一時金相当額を 令和元年8月30日 付で
企業年金連合会がお受けしましたので、通算企業年金を支給開始年齢から終身にわたり支給する
ことをお知らせします。 令和元年9月2日 企業年金連合会

1. 氏名	キギョウ ジロウ 企業 二郎
2. 基礎年金番号	3333-12345X
3. 脱退一時金相当額を連合会に移換した企業年金の名称	〇△〇 < 012X >
4. 移換された脱退一時金相当額	24,300 円
5. 将来支払われる通算企業年金額（年間の支払見込額）	1,229 円
6. 支給開始年齢	65 歳
7. 保証期間	80 歳到達まで

※「移換完了通知書」は、あなた様に将来支払われる年金の情報が記載されている重要な書類ですので、国の年金手帳等とともに大切に保管してください。（同封のパンフレット「年金の請求と各種届出等について（重要）」も一緒に保管してください。）

※上記の「移換完了通知書」に記載されている内容に誤りや不明な点がありましたら、企業年金連合会にご連絡ください。

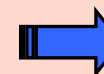
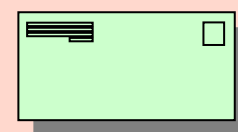
※住所・氏名を変更した場合は、その都度、同封の「年金の請求と各種届出等について（重要）」を参照のうえ、住所・氏名変更届を企業年金連合会へご送付ください。

160-0023
新宿区西新宿〇-X-X

企業 二郎 様

《お問合せ、各種届書の送付先》
〒105-8772
港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館10階
企業年金連合会
年金サービスセンター 年金相談室 宛
企業年金コールセンター
電話 0570-02-2666
※IP電話からは「03-5777-2666」
にお電話ください。

連合会は中途脱退者へ脱退一時金相当額の移換を受けた旨を記載した「**移換完了通知書**」を、移換を受けた日の属する月の翌月上旬（＝移換通知月の翌々月上旬）に送付します



封筒で送付

+

(プラス)

**年金の請求と
各種届出等について**

重要

住所や氏名の変更時は
忘れずにお届けください。

移換完了通知書は、年金を請求される時や住所・氏名の変更等の届出をする際に必要な情報が記載されている重要な書類です。
この冊子は年金を請求されるまでに必要な届出等について詳しく説明していますので、移換完了通知書とともに大切に保管してください。

 企業年金連合会
企業年金の明日を担う

- ・ 海外居住の外国人につきましては、移換完了通知書の見方についての外国語版を同封します
 - ・ 国内居住の外国人の場合は、移換通知時に依頼をいただければ、外国語版を同封します
- ※ 5ヶ国語（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語）の用意があります

移換完了通知書の未到達

◆ 通算企業年金・移換完了通知書未到達者一覧表

本人あてに送付した「移換完了通知書」が住所不明等で連合会に返送されたときには、連合会では、該当者を公告（HPへの掲載及び事務所内への掲示）するとともに、**「通算企業年金・移換完了通知書未到達者一覧表」のPDFおよびCSVデータをCD-Rに収録して基金へ送付します（令和3年4月～）**



通算企業年金・移換完了通知書未到達者一覧表
2014.06.21 1ページ

(平成26年4月通知)

105-00XX
港区芝公園X-X-X
○×△
(012X) 厚生年金基金 御中

移換完了通知書未到達者一覧表を送付します。
住所が判明したときは、太枠の新住所欄に記入の上、一部を連合会へ返送してください。
なお、氏名変更が判明したときは、訂正届を併せて提出してください。

規約番号又は基金番号	012X					未到達住所
項番	基礎年金番号	加入者氏名	性別	生年月日	新住所	
1	2222-12345X	レノゴウカイ 联合会 太郎	男	昭和48.5.5	105-8772 港区 芝公園 △-△-△ 222-XXXX 神奈川県〇〇市××× 2-2	

住所以外の項目について変更がある場合は、別途訂正届を提出して下さい

新しい住所が判明した場合には、新住所欄に記入のうえ、連合会に返送して下さい

訂正処理完了後、連合会から改めて「移換完了通知書」を本人あてに送付します

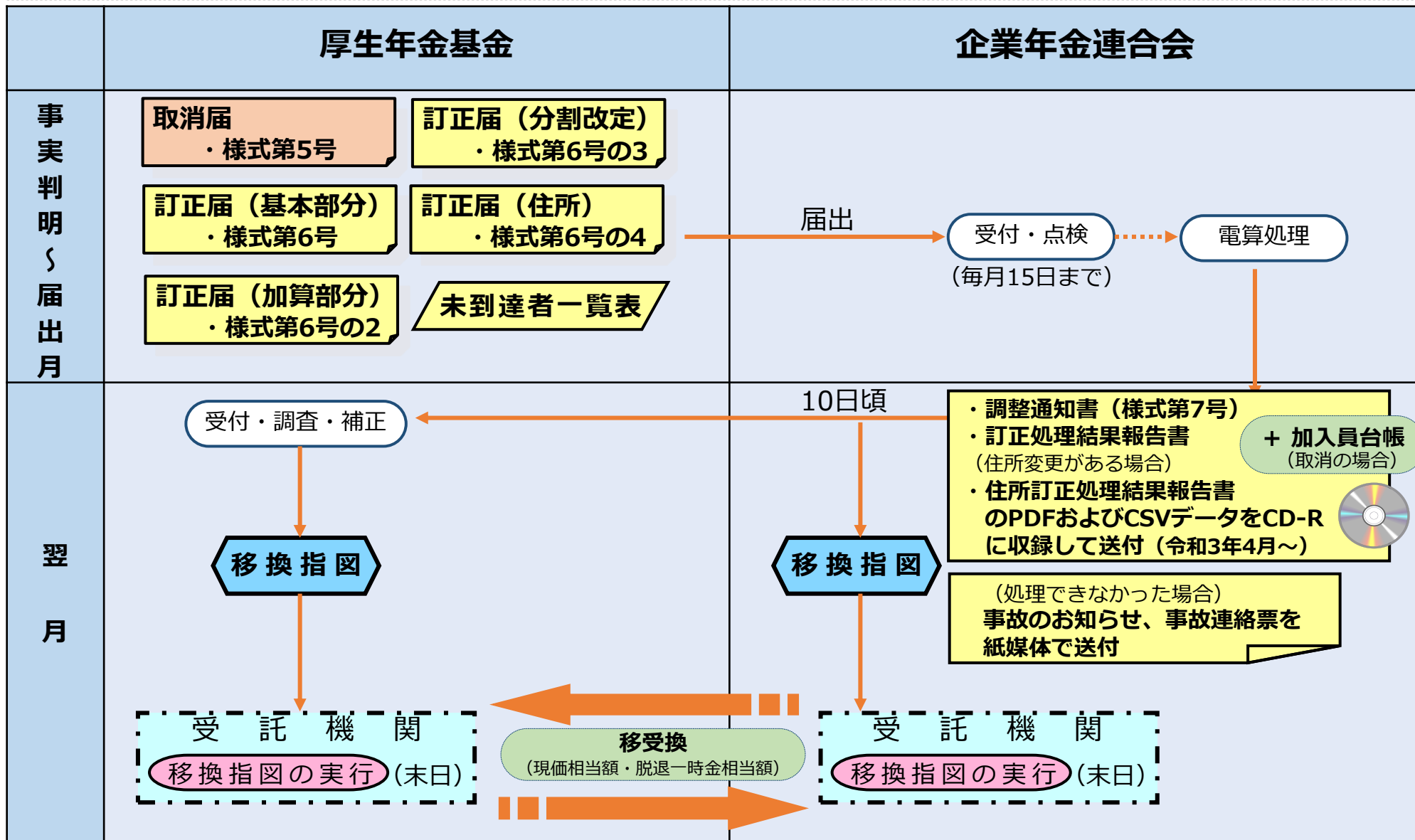
2. 取消・訂正事務

移換申出の締切日は毎月15日です

- ・できるだけ5日までに申出してください
- ・15日を過ぎると翌月処理分として取り扱います
- ・15日が土日祝日の場合は翌営業日となります

連合会に移換した記録について、取消・訂正を行う場合の流れ

- ※1 調整額とは、取消や訂正により、既に連合会に移換した脱退一時金相当額に対して、増減が生じた金額のことです。
 (①連合会から返還する金額はプラス表示、②連合会へ追加移換する金額はマイナス表示)
- ※2 受託機関によっては、調整額がプラスでも移換指図が必要な場合があります。



取消・訂正に係る手続き、調整通知書等の送付

取消処理

- ・基金から連合会へ支給義務の移転申出や脱退一時金相当額の移換申出を行った者について、当該申出を取消する処理です

- 様式第5号「**中途脱退者移転取消届**」にて連合会に届出します
- 取消処理を行った場合、基金と連合会の間で現価相当額や脱退一時金相当額の調整が発生するため、連合会は基金へ「**現価相当額調整通知書（様式第7号）**」のPDFおよびCSVデータをCD-Rに収録して基金へ送付します（令和3年4月～）
- 「移換申出書」の処理と同月に取消処理を行った場合は、受理はされず移受換は発生しません

訂正処理

- ・基金から連合会へ支給義務の移転申出や脱退一時金相当額の移換申出を行った者について、当該申出内容を訂正する処理です

- 基本項目・資格記録に係る訂正
様式第6号「**中途脱退者記録事項訂正届**」にて届出
- 脱退一時金相当額に係る訂正（追加・訂正・取消）
様式第6号の2「**中途脱退者脱退一時金相当額・算定基礎期間訂正届**」にて届出
- 分割改定対象者情報に係る訂正（新規・追加・取消）
様式第6号の3「**標準報酬額分割改定対象者訂正届**」にて届出
- 住所の訂正
様式第6号の4「**中途脱退者住所訂正届**」にて届出
- 訂正処理を行った結果として、連合会から基金へ「**訂正処理結果報告書**」、また、基金と連合会の間で現価相当額や脱退一時金相当額の調整が発生する場合は、併せて「**現価相当額調整通知書様式第7号**」のPDFおよびCSVデータをCD-Rに収録して基金へ送付します（令和3年4月～）

中途脱退者移転取消届の記入方法

◆ 中途脱退者移転取消届（様式第5号）

様式第5号

中途脱退者移転取消届

基金番号	0	0	Y	Y	件数	1																									
加入員番号					基礎年金番号					氏名		性別		生年月日					移転申出年月												
0 0 0 0 0 2 7 1 2 0					2 1 4 3 3 2 0 2 2 4					レングウ ハナコ 連合 花子		男 01 女 02		明 1 大 3 昭 5 平 7					3 3 1 1 1 1 1					昭 5 平 7 令 9				2 3 0 4			
取消コード	取消事由																														
00	加入員期間10年以上又は20年以上の者		加入員期間 ()																												
01	死亡喪失者		死亡年月日 昭和 平成 令和																												
02	高齢者		正しい生年月日 明治 大正 昭和 年 月 日																												
03	同一基金の設立事業所間異動者		—																												
04	年金受給権者		受給権発生年月日 昭和 平成 令和 年 月 日																												
05	出向者																														
06	重複移転申出者		基本項目 加入員番号 CD 基礎年金																												
07	移転前再加入者		再加入年月日 昭和 平成 令和 年																												
08	一ヶ月未経過者		再加入年月日 昭和 平成 令和 年																												
09	その他		事由 ()																												

該当する元号に○をして年月日等をご記入ください

Point

平成26年4月以降に、脱退一時金相当額
のみの移換申出をした者の取消
⇒様式第5号「中途脱退者移転取消届」
にて手続きします
(様式第6号の2ではありません)

* 該当する取消コードを○印で囲んで下さい。
* 太枠内（基本項目・取消事由）を記載して下さい

令和 該当する「取消コード」を選択し、「取消事由」欄へ必要項目を記載します

「09 その他」を選択した場合、事由の記載が必須です

厚生年金基金
○○ ○○

押印不要です

理事長

中途脱退者記録事項訂正届の記入方法

◆ 中途脱退者記録事項訂正届（様式第6号）

様式第6号 中途脱退者記録事項訂正届

基金番号	00YY	件数	1									
①加入員番号	②基礎年金番号	③氏名(カナ)	④氏名(漢字)	⑤性別	⑥生年月日	移転申出年月						
訂正前	00	3796	ネンキン ヨシコ	男 01	明大 13550906	昭5 5 平7 7 令9 9						
訂正後			レンゴウ ヨシコ	女 02	昭5 5 平7 7 令9 9	2 2 0 4						
訂正後住所	⑬訂正後基本年金額											
訂正前	追加11	昭5 平7 令9	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)	(報酬標準給与月額)	追加11	昭5 平7 令9	(種別)	(異動原因)	(標準報酬月額)	(報酬標準給与月額)
訂正後	訂正12						訂正12					
訂正後	削除13	昭5 平7 令9					削除13	昭5 平7 令9				
訂正前	追加11	昭5 平7 令9					追加11	昭5 平7 令9				
訂正後	訂正12						訂正12					
訂正後	削除13	昭5 平7 令9					削除13	昭5 平7 令9				
訂正前	追加11	昭5 平7 令9					追加11	昭5 平7 令9				
訂正後	訂正12						訂正12					
訂正後	削除13	昭5 平7 令9					削除13	昭5 平7 令9				

訂正後の欄のカナ・漢字氏名は両方記入（漢字氏名を記入しないと、カナ氏名のみでの管理となります）

該当する元号に○をして年月日等をご記入ください

※原則、平成17年3月以降の移転申出者（＝基金で年金額を計算している者）については、「訂正後基本年金額」の記入が必須です

※申出年月にかかわらず、加入員番号・基礎年金番号・氏名住所訂正のみ（年金額に影響のない項目の訂正）の場合は記入不要です

※脱退一時金相当額のみ移換申出者については、記入不要です（脱退一時金相当額の金額訂正は様式第6号の2で手続きします）

■ 記録の追加の場合 ⇒ 追加11を囲み、訂正後（下段）欄に追加する記録を記入

■ 記録の訂正の場合 ⇒ 訂正12を囲み、訂正前（上段）欄と訂正後（下段）欄の両方に記録を記入

■ 記録の削除の場合 ⇒ 削除13を囲み、訂正前（上段）欄に削除する記録を記入

令和 元年 8 月 5 日

企業年金連合会理事長 殿

理事長

押印不要です

中途脱退者脱退一時金相当額・算定基礎期間訂正届の記入方法

◆ 中途脱退者脱退一時金相当額・算定基礎期間訂正届（様式第6号の2）

様式第6号の2

中途脱退者脱退一時金相当額・算定基礎期間訂正届

基金番号	0	1	2	X	件数			1										
加入員番号				基礎年金番号					氏名	性別	生年月日							
				CD						男 01	明 1							
										女 02	大 3							
											昭 5							
											平 7							
													3	3	0	1	1	1

各申出年月の記入方法

上段：脱退一時金相当額の移換申出年月を記入

下段：支給義務(基本部分)の移転申出年月を記入

※平成26年4月以降に脱退一時金相当額^{のみ}の移換申出をした者に対する訂正の場合、上段・下段とも同じ月を記入

脱退一時金相当額または算定基礎期間、いずれか一方の訂正であっても、必ずセットで記入します

脱退一時金相当額の追加・訂正・取消 算定基礎期間の追加・訂正

(該当する項目を○で囲み、月数を記入)

追加 (31)	期間 (月数)	訂正 (32)	期間 (月数)	取消 (33)
無	0 円	0ヶ月	有	300,000 円
有	円	ヶ月	有	400,000 円
有	ヶ月	有	有	0 円
有	ヶ月	有	有	円

追加申出年月	訂正申出年月	取消申出年月
昭 5	昭 5	昭 5
平 7	平 7	平 7
令 9	令 9	令 9
昭 5	昭 5	昭 5
平 7	平 7	平 7
令 9	令 9	令 9

Point

平成26年4月以降に、脱退一時金相当額^{のみ}の移換申出をした者の取消
⇒様式第5号「中途脱退者移転取消届」にて手続きします
(様式第6号の2ではありません)

該当する元号に○をして年月をご記入ください

○×

理事長

○○ ○○

押印不要です

中途脱退者住所訂正届の記入方法

◆ 中途脱退者住所訂正届 (様式第6号の4)

様式第6号の4 中途脱退者住所訂正届

基金番号	012X	件数	1																																							
①加入員番号				②基礎年金番号					③氏名(カナ)		④性別		⑤生年月日				⑥移転 申出年月		⑦新住所																							
0	0	0	0	0	0	0	0	7	7	7	X	CD	7	7	7	7	1	2	3	4	5	X	レンゴウカイ	ハナコ	男	01	昭5	3	3	0	2	0	2	昭5	2	5	1	2	〒105-8722	港区 芝公園 △△△		
																									女	02	平7								昭5							
																									男	01	昭5								昭5							
																									女	02	平7								昭5							
																									男	01	昭5								昭5							
																									女	02	平7								昭5							
																									男	01	昭5								昭5							
																									女	02	平7								昭5							
																									男	01	昭5								昭5							
																									女	02	平7								昭5							
																									男	01	昭5								昭5							
																									女	02	平7								昭5							

該当する元号に○をして年月をご記入ください

令和〇〇年〇月〇〇日 〇〇〇 厚生年金基金

企業年金連合会理事長 殿 理事長 〇〇 〇〇

押印不要です

現価相当額調整通知書の見方

◆ 現価相当額調整通知書（様式第7号）

様式第7号

現 価 相 当 額 調 整 通 知 書

1 ページ

中途脱退者の取消又は記録等の訂正により現価相当額を調整した結果
下記となりましたので通知します。

平成23年7月1日

<00YY>

〇〇〇

厚生年金基金理事長 殿

企業年金連合会

記

理 事 長

加入員番号	基礎年金番号	氏 名	種別	現価相当額 交付年月	連合会に交付した現価相当額 (うち、事務費)	正当な現価相当額 (うち、事務費)	調整した現価相当額（うち、調整事務費）			調整した 年金額	調整した政府負担金 控除後の額	事 由	区分	加入員台帳 区 分	年金 区分
							差 額	利息等	合 計						
0000011040	1111-153419	井上 直子	6	平成21.07	134,400 (4,419)	0 (0)	129,981	(2.25%) 5,805	139,105 (3,319)	6,803		訂正届により	K		
0000027120	2143-320224	大木 澄恵	6	平成23.05	850,102	0	850,102	0	850,102	86,000	86,000	取消届により		有	
					138,400 (4,506)	0 (0)	133,894	0	137,300 (3,406)	7,157		取消届により	K		

項目 性別	件 数	年金額(円)	政府負担金 控除後の額 (円)	現価相当額等(円) (うち、調整事務費(円))
男 子	基本	0	0	0
	通基	0	0	0
		0	0	0
女 子	基本	1	86,000	850,102
	通基	2	13,960	276,405
		99,960	86,000	(6,725)
合 計	基本	1	86,000	850,102
	通基	2	13,960	276,405
		99,960	86,000	(6,725)
				1,126,507 (6,725)

マイナス：基金 ⇒ 連合会へ追加移換
プラス：連合会 ⇒ 基金へ返還

記録事項訂正処理結果報告書の見方

◆ 記録事項訂正処理結果報告書

記録事項訂正処理結果報告書

2011. 06. 27

1 ページ

平成23年6月分

基金番号	00YY	加入員番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	移転申出年月	訂正事由	訂正事項		現価調整	区分
									訂正前	訂正後		
		0000011040	1111-153419	井上 直子	女	昭和33.01.11	21. 06	加算記録項目取消	134,400	0	有	K
		0000016534	1111-933796	長谷川 真紀	女	昭和55.09.06	22. 04	カナ氏名訂正	ハセガワ マキ	ナハ マキ		
								漢字氏名訂正	長谷川 真紀	田辺 真紀		
		0003010254	5211-473479	サイノウ 効美	男	昭和26.03.22	16. 01	基礎年金番号訂正	5211-473479	5211-473478		S
								漢字氏名訂正		斉藤 隆文		S

- ・「現価調整」欄に「有」と表示されている者は、現価相当額または脱退一時金相当額に調整が生じた者です。併せて「現価相当額調整通知書（P.19参照）」をご確認下さい
- ・「区分」欄に「S」と表示されている者は、日本年金機構の裁定記録との突合、裁定時の審査、本人の申出等により訂正を行った者です
- ・その他の記号の意味については、報告書下部に記載がありますので参考にして下さい

処理件数	3 件	現価調整件数	1 件
------	-----	--------	-----

「現価調整」欄

A：再加入交付請求または移転移換申出により、既に貴基金に権利義務を移転している者です。なお、「移転申出年月」欄には、再加入交付請求または移転移換申出の処理を行った年月が表示されます。

B：移転取消が行われたことにより、既に貴基金に現価相当額等を返還している者です。なお、「移転申出年月」欄には、移転取消の処理を行った年月が表示されます。

有：資格記録訂正を行った結果、現価の調整が生じた者です。詳細については現価相当額調整通知書を参照してください。

「区分」欄

*：他の基金の中途脱退者でもある者に、その基金から訂正届が提出された場合に表示されます。

S：日本年金機構の裁定記録等の突合により連合会で訂正を行った場合、もしくは、裁定請求があった際などに本人から住民票・戸籍抄本・年金証書（写）・加入員証（写）等の提出により、連合会で訂正を行った場合に表示されます。

K：脱退一時金相当額の訂正を行った者です。

R：連合会で同一人と判定し、加入員番号または氏名を変更した者です。

「訂正前」欄

*：中脱申出と同時に養育特例配慮措置の情報提供があった者等です。この者については、必要があれば訂正届により基本年金額及び資格記録の訂正等を行ってください。

その他

資格喪失年月日等を訂正したことにより、脱退一時金相当額の訂正も必要となる場合は、訂正届を提出してください。

離婚分割対象者に対象者情報の新規追加・追加・取消の処理が行われた場合、その者の改定対象期間については記載を省略しています。

住所訂正処理結果報告書の見方

◆ 住所訂正処理結果報告書

住所訂正処理結果報告書

1 ページ

平成22年6月申出分

基金番号	123X									
加入員番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	移転申出年月	訂正後住所				区分
0000011223	0123-456789	ネンキン ハナコ	女	昭和32.01.07	平成17.09	105-8772	港区	芝公園	2-4-1	
0000022334	1234-567890	キキン タロウ	男	昭和45.10.01	平成21.05	105-8772	港区	芝公園	2-4-2	

・「区分」欄の「*」の符号がある場合は、本人等から申出がされたことを表しています

処理件数	2 件
------	-----

「区分」欄の「*」の符号は、本人等から申出された住所訂正に基づき処理を行ったことを表しています。

上記のとおり処理を行いましたのでご連絡いたします。

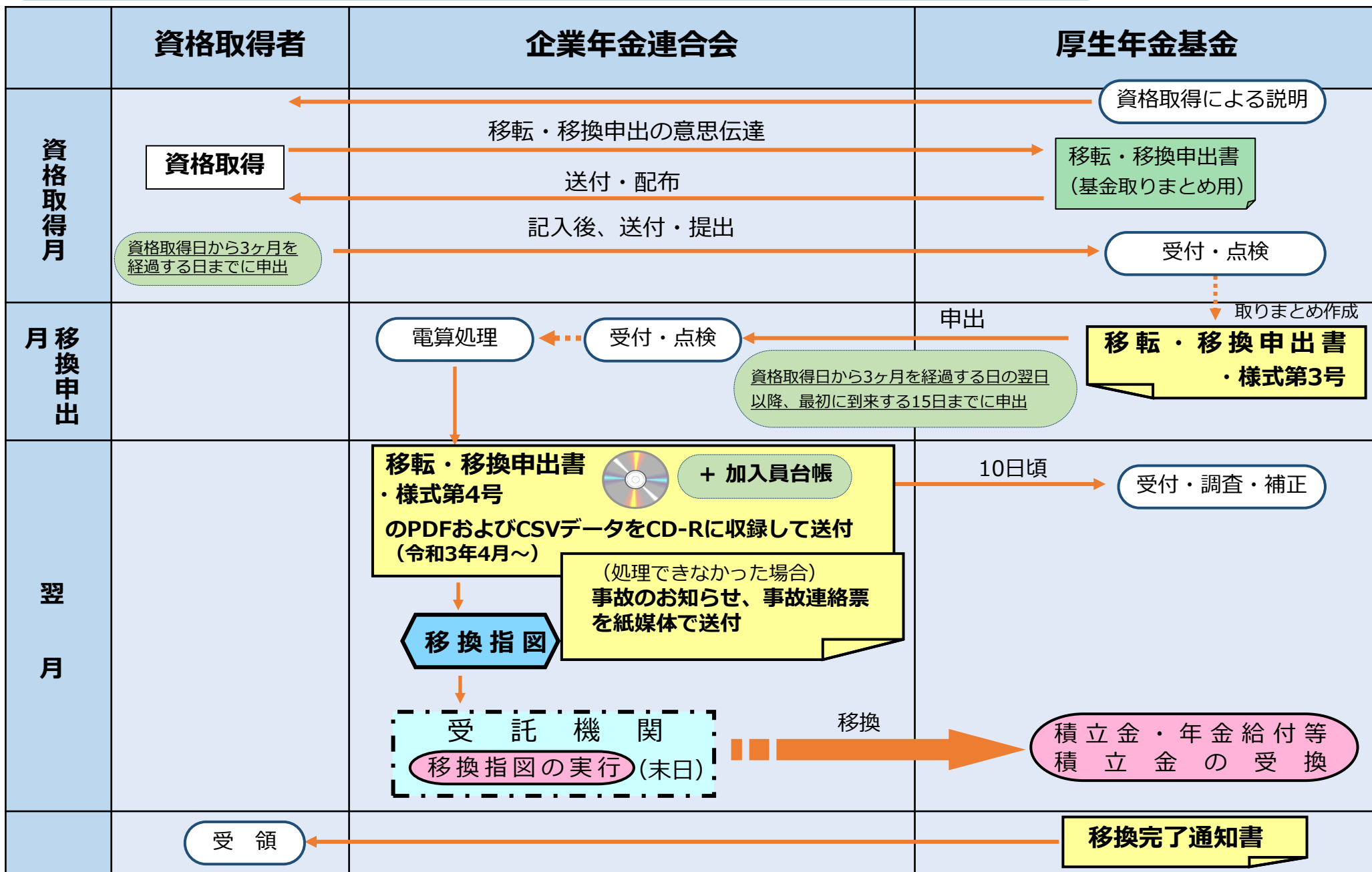
企業年金連合会理事長

3. 基金への移換申出事務

移換申出の締切日は毎月15日です

- ・できるだけ5日までに申出してください
- ・15日を過ぎると翌月処理分として取り扱います
- ・15日が土日祝日の場合は翌営業日となります

資格取得者の移換申出を取りまとめて積立金等を連合会から受換する場合の流れ



基金から連合会へ提出する書類（基金取りまとめ）

◆ 中途脱退者等支給義務の移転、年金給付等積立金、積立金移換申出書（様式第3号）

原則として、基金の加入員の資格を取得した日から起算して3ヶ月を経過する日の翌日以降、最初に到来する15日（15日が土日祝日の場合は翌営業日）までに連合会に申出を行います

様式第3号

中途脱退者等支給義務の移転、年金給付等積立金、積立金移換申出書（厚生年金基金）

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第53条第1項、同条第5項、第54条第1項又は第57条第1項の規定により、下記の者に係る老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転、年金給付等積立金の移換及び積立金の移換の申出を受けましたので申し出ます。

令和 ○○年 ○月 ○○日

厚生年金基金の名称及び住所

○○○○○ ○-○○

○○○

厚生年金基金

理事長氏名 ○○ ○○

企業年金連合会理事長 殿

移換日において、支給開始年齢に到達している場合は移換不可

押印不要です

基金番号	0	0	Y	Y	件数	基礎年金番号	(フリガナ) 加入員氏名	性別	生年月日	加入員の資格取得年月日	移転区分	移換区分							
2	1	3	4	2	8	0	3	7	4	平 7	0	1	0	6	0	1	1	A	
							ネンキン ヨウコ	男 01	昭 5								2	B	
							年金 陽子	女 02	平 7	4	9	0	2	2	0			3	C
							レングウ サブロウ	男 01	昭 5									1	A
2	1	4	3	3	4	3	4	4	9	合 9	0	1	0	6	0	1	2	B	
							連合 三郎	女 02	平 7	5	4	0						3	C
																		1	A
																		2	B
																		3	D

該当する元号に○をして年月日をご記入ください

「移転区分」「移換区分」の記入方法

規約で定める範囲内での本人の選択内容を、下部の(注1)(注2)を参考に記号で選択

- (注1) 移転区分・・・権利義務の移転
- (注2) 移換区分・・・積立金等の資産の移換

- (注1) 「移転区分」欄は以下から選択し○を付けること
- 1 全ての老齢年金給付の権利義務の移転を受ける
 - 2 自基金の老齢年金給付の権利義務のみ移転を受ける
 - 3 全ての老齢年金給付の権利義務の移転を受けない
- (注2) 「移換区分」欄は以下から選択し○を付けること
- A 全ての資産の移換を受ける
 - B 厚生年金基金由来の資産のみ移換を受ける
 - C 確定給付企業年金由来の資産のみ移換を受ける
 - D 全ての資産の移換を受けない

中途脱退者等年金給付等積立金、積立金移換申出書の見方

◆ 中途脱退者等年金給付等積立金、積立金移換申出書（様式第4号）

様式第4号 中途脱退者等年金給付等積立金、積立金移換申出書（基金分） 20XX.XX.XX 1 ページ

〇〇〇
 <00YY> 厚生年金基金理事長 殿

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のため
 (平成25年法律第63号)附則第53条第4項、同条第6
 より、請求のあった下記の者に係る年金給付等積
 この者の厚生年金基金加入員台帳を別紙のとおり

平成 XX 年 XX 月 1 日

【返還事務費】
 事務費－返還事務費基準額※
 ※返還事務費基準額：返還処理に係る費用
 資格喪失日
 ・平成26年10月1日以降の場合 5,000円
 ・平成26年9月30日以前の場合 3,800円

記

基礎年金番号	加入員氏名	性別	生年月日	加入員資格		年金額	政府負担金 控除後の額	※加入員 期 間	積立金等	返還事務費	積 立 金 等	積立金等 の区分	算定基礎 期間等	区 分	配 置 区 分	過去勤務		
				取得年月日	喪失年月日											算定基礎額	加入員期間	年金額
2134-280374	サトウ ユキコ 佐藤 有紀子	女	昭和49.02.20	平成20.03.01	平成21.04.10	39,200	39,200	13	199,127	0	A		#					
						—	—		199,127	0								
2143-343449	ヤマガ コウスケ 山田 康介	男	昭和54.03.28	平成17.10.01	平成21.10.01	150,800	150,800	48	493,400	0	A		#					
						—	—		163,077	2,862	C	48						
						—	—		656,477	2,862								

項目 性別	申出人数	件数	年金額(円)	政府負担金 控除後の額 (円)	積立金等(円)	返還事務費(円)
男子	1	基本 通算企業	150,800	150,800	493,400	—
			—	—	163,077	2,862
女子	1	基本 通算企業	39,200	39,200	199,127	—
			—	—	0	0
合計	2	基本 通算企業	190,000	190,000	692,527	—
			—	—	163,077	2,862
			190,000	190,000	855,604	2,862

- (注) 1 「基礎年金番号」欄の「*」の符号は、本人申出の者について表示されています。
 2 「区分」欄の「#」の符号は、この者に対して厚生年金基金加入員台帳が添付されています。
 なお、「区分」欄の「B」の符号は、離婚等により標準報酬額が分割改定された者について表示しています。
 3 「配慮措置区分」欄の「H」の符号は、養育特例配慮措置の該当者について表示しています。

連合会が基金に移換する金額
 (返還事務費を含んでいます)

- C 厚生年金基金の脱退一時金相当額
 D 解散した厚生年金基金の残余財産
 E 確定給付企業年金の脱退一時金相当額
 F 制度終了した確定給付企業年金の残余財産
 G 設立事業所の権利義務移転に係る代行年金(解散みなし)

法改正施行後の中途脱退者移換事務についてのQ&A

Q1. 改正法施行前に基本年金の支給義務移転申出を行った中途脱退者に対して、脱退一時金相当額を改正法施行後に追加する場合はどうすればよいですか。

A1. 様式第6号の2「中途脱退者脱退一時金相当額・算定基礎期間訂正届」により脱退一時金相当額の追加の申出をしてください。

Q2. 改正法施行前に基本年金の支給義務移転申出を行なった中途脱退者に対して、改正法施行日前の資格記録の追加・訂正・削除を行なうことはできますか。

A2. 様式第6号「厚生年金基金記録事項訂正届」により資格記録の追加・訂正・削除を行なうことができます。ただし移転済み記録の申出月を超える資格喪失年月日を有する記録を追加することはできません。

Q3. 改正法施行後に移換した脱退一時金相当額を通算企業年金として受取る場合の税金の取扱いは変更されるのですか。

A3. 改正法施行後に連合会に移換された脱退一時金相当額に基づく通算企業年金については、厚生年金基金から引継いだ年金であっても、確定給付企業年金法に基づく給付と同様の課税となります。そのため、給付時は年金の支給額の多寡にかかわらず、源泉徴収の対象となります。(公的年金等控除の対象)

〈源泉徴収税額の計算式〉

源泉徴収税額 = {年金支給額 - 控除額(年金支給額 × 25%)} × 10% ÷ 年金支給額

※年金支給額 × 7.5% (別途復興特別所得税)